

平成 28 年 12 月 2 日

日本生活体験学習学会 会員各位

日本生活体験学習学会
会 長 山崎 清男

学会との共催事業（地方セミナー）の募集について

日本生活体験学習学会では、学会との共催事業（地方セミナー）を開催していただく団体を募集致します。講演会、シンポジウムなどで生活体験（学習）に関するものであれば、事業の内容は問いません。また、実施単位や規模も問いません。

ご希望がございましたら、所定の様式に実施単位（代表者・会員）、事業概要、実施時期等をご記入の上、学会事務局までご提出ください。（メールへの添付での提出も可能です）

募集〆切は**平成 29 年 1 月 5 日（木）【期限厳守】**とさせていただきます。

応募いただいた事業の中から学会理事会が団体・配分額を決定します。

記

1 事業内容

生活体験（学習）に関する講演会・シンポジウム、ワークショップやイベント等

2 実施時期 選定団体の決定～平成 29 年度 7 月末日まで

※7 月末日以降の開催となる場合には、実施概要を記した実施計画書等を学会に提出の上、平成 29 年度中に実施完了にて認められます。

3 募集対象

- ・ 日本生活体験学習学会の個人・法人会員が所属する団体である。
- ・ 生活体験学習に関する事業である。

4 その他（学会からのサポート）

事業の実施に際して、要請があれば助言・サポート等を行います。

また、学会員に対する講師派遣について、講師の選定・交渉・日程調整等を担うとともに、講師の合意を得て派遣を行います。

（交通費・宿泊等の派遣にかかる実費についてはご負担下さい）

以上

【学会事務局】

〒870-1192 大分市大字旦野原 700

大分大学教育学部 永田研究室内

電話/FAX：097-554-7559

E-mail：info@seikatsu-t.org

学会 HP：http://seikatsu-t.org

学会との共催事業（地方セミナー）募集要項

趣旨

日本生活体験学習学会は、生活体験学習における一層の実践の深化に向けた社会貢献活動として、学会との共催事業として地方セミナーの開催を支援する。地方セミナーは、学会員に広く事業案を募り、会員外の対象者向けの事業として実施する。また、地方セミナーを開催する会員・団体に対して、学会は開催に向けた補助・支援を行うとともに、事業の計画や成果を会員へ還元する。

対象・内容

- ・ 学会に所属する会員を中心とした団体等
- ・ 申請書を学会において審査の上、補助する団体・金額を決定する（予算額を上限とする）
- ・ 講演会、シンポジウム、ワークショップや体験活動のイベント等で生活体験（学習）に関するものであれば、事業内容は問わない。また、実施単位や規模も問わない。
- ・ 補助は、申請のあった事業に関する支出に当てることができる（用途は問わない）
- ・ 希望者・団体は申請にあたり、事前に学会事務局より適切な相談者の紹介を受けることができる

予算 50,000 円（1 事業）

実施時期

選定団体の決定～平成 29 年度 7 月末日まで

※7 月末日以降の開催となる場合には、実施概要を記した実施計画書等を学会に提出の上、平成 29 年度中の実施完了にて認められます。

選定条件

- ・ 日本生活体験学習学会の個人・法人会員が所属する団体である。
- ・ 生活体験学習に関する事業である。
- ・ 実施する際は、「日本生活体験学習学会」を共催団体とするとともに、補助を受けていることを明示する。
- ・ 選定された団体等は、事業の実施完了後、使用内訳を明記した実施報告書ならびに会計報告（様式任意）を学会に提出する。（提出された実施報告書は、学会 HP ならびに学会誌に報告として掲載されます。）

学会とのかわり

- ・ 学会は、選定された団体・事業の実施に際して、先方からの依頼があれば助言等を行う。
- ・ 選定された団体・事業から学会員に対する講師派遣の依頼があった際は、講師の選定・交渉・日程調整等を担うとともに、講師の合意を得て、学会は無償にて派遣を行う。
- ・ 助言ならびに講師派遣に関しては、社会貢献部会が担当する。
- ・ 社会貢献部会は、事業の進捗状況に対して理事会等において報告を行うとともに、重大な事案が発生した場合は、理事会に諮る。

具体的な進め方

